

新製品新技術開発支援

申請期間 令和5年4月24日(月) ～ 6月9日(金)

対象者

台東区内に本店(法人)・事業所(個人事業主)および営業の本拠を有する中小企業

※ みなし大企業、農林・漁業、風俗関連業、金融業等の業種、宗教法人、社団・財団法人(一般・公益)、NPO法人等は対象となりません。

※ 助成を受けるためには、書類審査・面接審査で採択される必要があります。

助成対象事業

下記①②のいずれかを満たす取り組み

① 今まで世間一般に無いような先駆的な新しい製品や技術の開発をする場合

② 学術研究機関(大学等)と共同で新しい製品や技術を研究又は開発する場合

※ 新製品及び新技術の開発が、申請年度内に完成するかは否かは問いません。

× 助成対象とならない取り組み例

- 開発する製品が飲食物の場合
- 単なる自社の業務改善に関わる設備導入費用等
- 消費税
- 効果等に個人差が考えられる製品や技術の開発は、申請の対象とならない場合があります

助成限度額・助成率・経費区分・対象経費

助成限度額	助成率	経費区分	対象経費
最大100万円 ※ SDGs加算により、 最大120万円に引き上げ られる場合があります (下段参照)	対象経費の 1/2以内	謝金	専門家謝礼金など
		事務費	資材購入費など
		研究開発事業費	原材料費・副資材費、工業所有権導入費、人件費*など *人件費はソフトウェア開発の場合に限り、助成限度額を50万(100万まで対象経費に計上可能)とします。
		研究開発委託費	検査委託費、外注加工費、デザイン委託費など

※ 令和5年4月1日(土)～令和6年3月15日(金)に支払いが完了する経費が対象です。

SDGs加算 について

申請事業・経営全般においてSDGs推進に繋がる取り組みを行っている採択企業の中で、特に優れていると審査会で判断された場合、助成限度額を引き上げます。

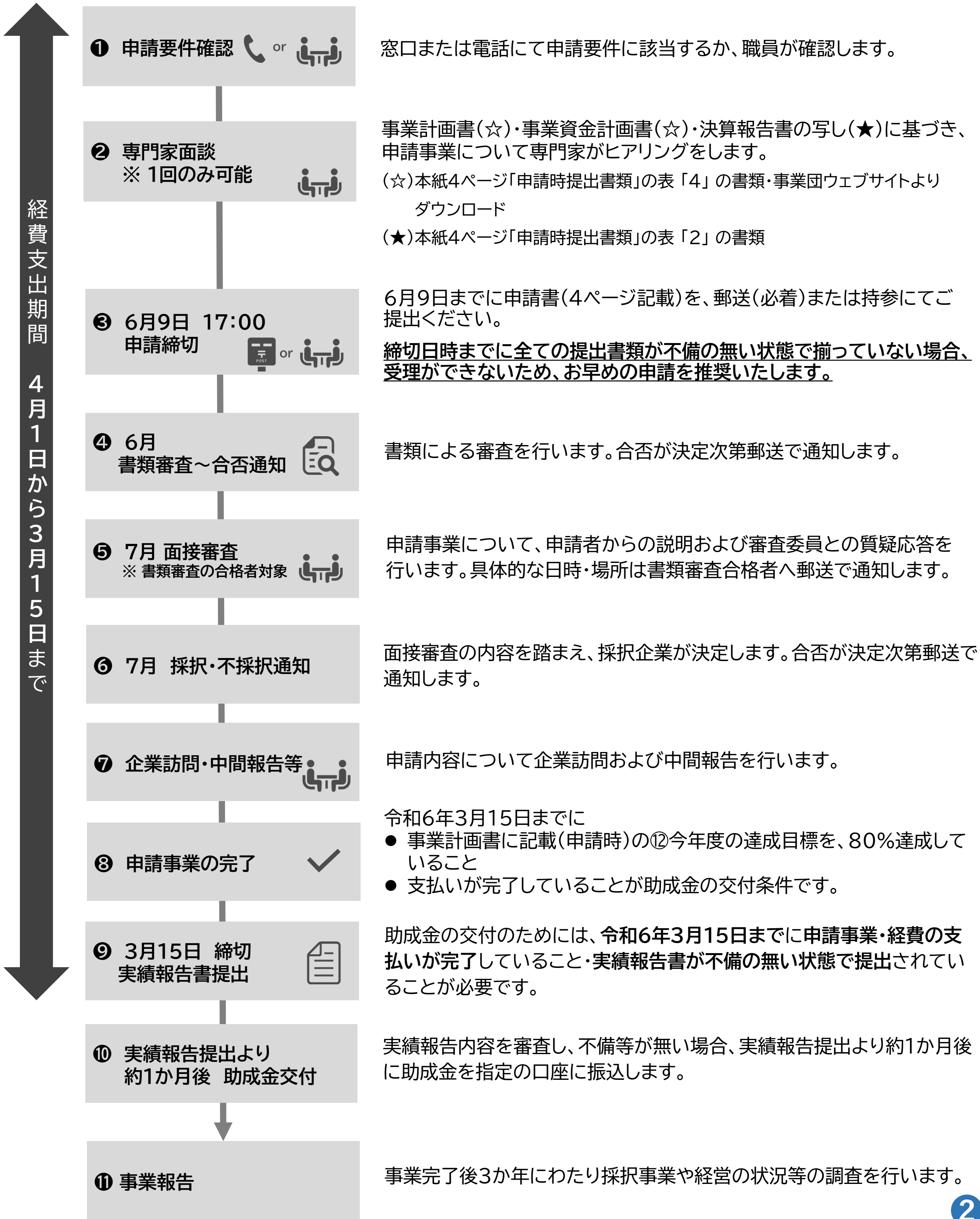
SDGsとは:「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の大きな目標と、それらを達成するための169のターゲットで構成されています。SDGsに関する各種資料など、外務省webサイト「JAPAN SDGs Action Platform」からご覧になれます。(URL <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

× 助成対象とならない経費例

- 単なる自社の業務改善に関わる設備導入費用等
- PC、各種ソフト等汎用性の高いもの
- 消費税、租税公課
- その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切とされる経費

事業の流れ(スケジュール)

※ 領収書・通帳の写し等は中間報告・実績報告・助成金確定に必要なため、整理・保管を事業実施と同時並行で進めてください。



審査のポイント

以下の項目に基づき、有識者等により構成される審査会において書類審査及び面接審査を行います。

事業の新規性・優位性・安全性

- ・ 申請事業の内容が「従来にはない新規性がある製品・技術開発」であるか。
- ・ 他社の同様な事業内容と比較して、優位性があるか。
- ・ 研究開発する製品技術は、安全なものか

事業の自社開発性・自社生産性

- ・ 申請企業自身が開発の中核を担っているか。申請内容について、他社からの技術導入や、下請企業に開発の主な部分を委託しているようなことはないか。
- ・ 開発する製品技術は、完成後、自社で生産・製造できるものか。

事業の市場性・将来性

- ・ 開発される技術、製品が時代のニーズに沿ったものであるか。
- ・ 完成後、販売市場に受け入れられるものであるか。

事業の実現性・信用性

- ・ 年度内の達成目標や、完成までの全体計画は、実現可能なものであるか。
- ・ 開発に際し、会社や経営者の取り組む姿勢に信用が持てるか。

事業の地域貢献性

- ・ 事業が地域産業の発展に寄与するものであるか。
- ・ 新製品・新技術に環境負荷の軽減が期待できるなど、社会貢献性が高いものであるか。

事業の産学連携性(産学公共同研究支援の場合のみ)

- ・ 申請事業の内容は連携先大学等研究機関との連携を緊密にとったものであるか。
- ・ 連携する大学等研究機関は、今回の研究に関して十分な知識を持ち合わせているか。

※ 採択件数は4件を想定(申請受付状況等に応じて変更の可能性あります)

※ 審査結果の内容についてのお問合せにはお答えできません。

申請等・助成決定後の留意点

【申請等について】

- ・ 国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・ アトリエ・店舗出店支援、新販路開拓支援と重複して助成を受けることはできません。
- ・ 親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・ 一般的な市場価格の内容に対して著しく高額な場合は対象となりません。
- ・ 過去に同助成金の助成決定を受けている場合、翌年度から5年間は申請することはできません。

【助成決定後について】

- ・ 事業団ウェブサイト等で企業名・所在地・事業内容等を公開します。
- ・ 事業団の職員が訪問し、事業の遂行状況等をお聞きします。

※ 表内の「個人」は「個人事業主」に読み替えてください。

	法 人	個 人 事 業 主
1	登記簿謄本の写し ・ 台東区に本店登記がされているもの ・ 発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・ 台東区に本拠地があるもの
2	直近2期分の下記①②③(決算報告書)の写し ①貸借対照表 ②損益計算書 ③販売費及び一般管理費	直近2期分の下記①②の写し ① 確定申告書(B 第一表のみ) ② 青色申告書(貸借対照表・損益計算書の部分のみ) または 白色申告収支書(収支内訳書の部分のみ)
	・ 創業1年以上2年未満の企業 → 直近1期分の写しを提出 ・ 創業1年未満の企業 → 「開業時資金計画書」(所定の様式:事業団ウェブサイトよりダウンロード)を提出	
3	下記①または② ① 直近の法人税の納税証明書(その1) *税務署で取得 ② 直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得	下記①または② ① 直近の所得税の納税証明書(その1) *税務署で取得 ② 直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得
	開業後所得税の税額が確定しておらず、所得税の納税証明書が発行できない場合 → 直近の代表者の住民税の納税証明書 *住民票の所在地のある市区町村で取得	
4	所定申請用紙 (申請書・事業計画書・事業資金計画書・申請前確認リスト) ※ 事業団のウェブサイトよりダウンロード	
5	見積書等、事業資金計画書に記載した経費の内訳がわかる書類の写し ※ 1件の金額が30万円以上になる場合は2社以上の事業者から徴収した見積書等の写しが必要となります。	
6	【補足説明が必要な場合】申請事業(事業計画書)の補足資料(A4サイズ 片面5ページ以内)	

- ・ 受領した書類は、資料の追加提出および差し替えは原則できません。
- ・ 提出書類の返却は行いません。予めご了承下さい。
- ・ 締切日時までに全ての提出書類が不備の無い状態で揃っていない場合、受理ができないため、お早めの申請を推奨いたします。

お問 合 せ ・ 書 類 提 出 先

公益財団法人 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当
〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

TEL 03-5829-4124 FAX 03-5829-4127 URL <https://www.taito-sangyo.jp/>

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分